

埼玉県地域婦人会連合会
結婚相談事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は結婚相談事業の援助を行うため、埼玉県地域婦人会連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助の対象となる事業及び経費は、次に掲げるものとする。

(1) 結婚相談に要する経費

(2) 結婚相談のための各種研修会、座談会等の行事及び他のものの行うこれらの行事への参加に要する経費

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、23万円とする。ただし、当該事業の所要経費の額を超えないものとする。

(補助金交付申請書の様式及び提出期限)

第4条 規則第4条第1項の補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年度8月31日までとする。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は（添付書類）は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 歳入歳出予算書

(補助金交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の補助金交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 連合会の代表者は、知事から要求があったときは、補助事業の遂行の状況について書面で報告しなければならない。

(実績報告書の様式及び提出時期)

第7条 規則第13条の実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前号の実績報告書の提出時期は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けたときも含む。）後2か月以内とする。

3 第1項の実績報告書には、歳入歳出決算書及び事業報告書を添付しなければならない。

(補助金交付確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の補助金交付確定通知書は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第9条 連合会は、補助事業にかかる収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号

結婚相談事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

事務所の所在地 名称
代表者 氏名

下記により、結婚相談事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業計画書 別紙のとおり
- 2 補助事業の実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 上記補助金の算出基礎

県費補助対象事業費 支出見込額 (A)	県費補助基本額 (B)	補助金交付額 〔 AとBのうち、 いずれか低い額 〕
円	円	円

- 5 添付書類
歳入歳出予算書

別紙様式

補助対象事業計画書

1 目 的

2 結婚相談員設置数 人

3 結婚相談員による相談延日数 日

4 結婚相談者数 人

5 座談会等の開催日数 日

参加人員 人

様式第2号

結婚相談事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払い
- 3 交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が、 年度中に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、その状況を記載した書類を作成し、知事に報告の上指示を受けること。

様式第3号

結婚相談事業実績報告書

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

事務所の所在地 名称
代表者 氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた結婚相談事業補助金の 年度における実績について補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 事業の成果
 - (1) 結婚相談員設置数 人
 - (2) 結婚相談員による相談延日数 日
 - (3) 結婚相談者数 人 (男 人、女 人)
 - (4) 座談会等の開催日数 参加人員
 - (5) 成立件数 組
- 4 補助事業に要した経費の精算に関する事項
別紙 精算書のとおり
- 5 年度歳入歳出決算書抄本又は見込書抄本

別紙

様式第4号

結婚相談事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定をした結婚相談
事業補助金については、年 月 日付け 第 号で提
出のあった実績報告書により下記のとおり交付額を確定する。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |

別紙

事業費収支精算書

事業費 支出総額	県費補助対 象事業費支 出額 (A)	県費 補助額 (B)	要県費補助額 (A)と(B)のう ち少ない額 (C)	県費補 助受入 済額 (D)	差引過 不足額 (C)-(D)	摘要